

5人～29人規模1日当たり現金給与総額

×労働日数

30人以上規模、1人～29人規模とともに、1日当たり現金給与総額は、「毎月勤労統計調査」(労働省)により、労働日数は、労働省調査(「昭和35年産業連関表」)による。

なお、5人～29人規模1日当たり現金給与総額をもって1～29人規模の1日当たり現金給与総額に代用する。

ii サービス業

常雇、日雇とともに、従業員規模30人以上および1人～29人別に、次式によって推計する。
1人当たり賃金・俸給=卸売・小売業の1人当たり賃金・俸給×卸売・小売業の1人当たり平均給与額に対するサービス業の1人当たり平均給与額の格差、

1人当たり平均給与額の卸売・小売業に対するサービス業の格差は、「民間給与実態調査」(国税庁)から推計する。

なお「民間給与実態調査」の1人当たり平均給与額は、曆年数値であるため年度格差に補正し、また、当該調査は日雇については対象から除かれているが、日雇も同一格差を用いて推計している。

iii 公務

(i) 公務員1人当たり賃金・俸給=(国家公務員1人当たり賃金・俸給所得×人員ウエイド+十都道府県職員1人当たり賃金・俸給×人員ウエイド+市町村職員1人当たり賃金・俸給×人員ウエイド)/100

a 国家公務員1人当たり賃金・俸給=国家公務員一般職1人当たり給与×国家公務員一般職1人当たり賃金・俸給に対する国家公務員1人当たり賃金・俸給の格差

b 都道府県職員1人当たり賃金・俸給=国家公務員一般職1人当たり賃金・俸給×国家公務員一般職1人当たり賃金・俸給に対する都道府県職員1人当たり賃金・俸給の格差

c 市町村職員1人当たり賃金・俸給=都道府県職員1人当たり賃金・俸給×都道府県職員1人当たり賃金・俸給に対する市町村職員の1人当たり賃金・俸給の格差。

公務員の範囲は、「日本標準産業分類」で公務に分類される公務員であるので、国家公務員および地方公務員を問わず、行政事務に從事する公務員に限られ、現業、研究、医療、教育等に從事する公務員は対象としていない。現業に從事する公務員はそれぞれの該当産業に、研究、医療および教育に從事する公務員はサービス業に分類されている。

また、ここで推計する公務員1人当たり賃金・俸給は、防衛庁職員と非常勤職員を除いて求められている。防衛庁職員と非常勤職員は別途推計される。

人員ウエイトは、国家公務員数については、総理府人事局の業務資料から、国家公務員一般職員数をとり、都道府県職員数および市町村職員数は「地方公務員給与実態調査」(自治省)により一般職員から医療関係職員、研究職員を除き、警察職員を加えた職員数を推計し、三者の構成比をとる。

国家公務員一般職1人当たり賃金・俸給と国家公務員1人当たり賃金・俸給のちがいは、前者は国家公務員のうち特別職員を除く一般職員の1人当たり賃金・俸給であるが、後者は「日本標準産業分類」に範囲を調整した国家公務員の1人当たり賃金・俸給であり、国会、裁判所を含む一般会計職員から教育職員を除き、特別会計の宮内庁職員、検察官および裁判官を加えた職員の1人当たり賃金・俸給である。両者の格差は「政府職員給与実態調査」(大蔵省)から推計する。

国家公務員一般職1人当たり賃金・俸給に対する都道府県職員の1人当たり賃金・俸給の格差および都道府県職員の1人当たり賃金・俸給に対する市町村職員の1人当たり賃金・俸給の格差は、総理府人事局の業務資料および「地方公務員給与実態調査」(自治省)により推計する。

(i) 雇用者数

i 常勤役員を含む雇用者数

賃金・俸給所得の推計に用いる雇用者数は、常勤役員を含む雇用者数をとるので、下記の

ように推計する。なお、常勤役員とは、「毎月勤労統計調査」(労働省)の調査対象となっている役員の意味であり、社長を除く役員のうち、常勤であること、使用者兼役員であること、一般雇用者と同じ給与規則によって給与が支払われていることの三つの条件を満たす役員である。

(i) 常勤および非常勤役員を含む雇用者数の推計

四半期別、産業別に「国勢調査全数集計結果」(総理府統計局)の雇用者数および会社等の役員数を基礎として、「労働力調査」(総理府統計局)の伸び率

$$\left(\frac{\text{各四半期の雇用者数}}{\text{国勢調査の調査年月の雇用者数}} \right) \text{ を乗じて推計する。}$$

(ii) 役員と雇用者の分割

上述の常勤および非常勤役員を含む雇用者数に、「国勢調査」(総理府統計局)の

$$\left(\frac{\text{会社等の役員数}}{\text{雇用者数+会社等の役員数}} \right) \text{ を乗じて雇用者と役員に分割する。}$$

この割合は「国勢調査全数集計結果」による。なお、昭和40年については「昭和40年国勢調査全数集計結果」には、雇用者と会社等の役員を分けて集計されていないので、「昭和40年国勢調査1%抽出集計結果」(総理府統計局)による。

(iii) 役員(常勤役員と非常勤役員)の分割

常勤と非常勤の役員の割合を「有価証券報告書」(大蔵省)等から推計し、これを役員数に乗じて、常勤と非常勤に分割する。

次いで、常勤役員に前記(ii)の雇用者を加えて、常勤役員だけを含んだ雇用者数を求める。

ii 従業員規模別、雇用形態別雇用者数

次に、iで推計した常勤役員を含む雇用者数を規模別、雇用形態別に推計する。

(i) 鉱業、建設業、製造業、卸売・小売業、金融・保険・不動産業、運輸・通信・電気・ガス・水道業。

a 30人以上規模の常用雇用者数=昭和45年の30人以上規模の常用雇用者数×各期の30人以上規模の常用雇用指數(「毎月勤労統計調査」)

b 30人以上規模の日雇労働者数=

$$\frac{30人以上規模の日雇い労働者等推計延人月}{1か月当たり平均労働日数}$$

30人以上規模の日雇い労働者等推計延人月は、「毎月勤労統計調査」(労働省)によるが、これは、日々または1か月以内の期間を限って雇われる者のことであり、日雇いおよび臨時労働者の延人月である。1か月当たり平均労働日数は労働省調査による。

c 1人～29人規模の常用雇用者数=[常勤役員を含む全規模の雇用者数-(30人以上規模の常用雇用者数+30人以上規模の日雇い労働者数)]×1人～29人規模の常用雇用者の割合

ただし、運輸・通信・電気・ガス・水道業は下記の式になる。1人～29人規模の常用雇用者数=[常勤役員を含む全規模の雇用者数-(30人以上規模の常用雇用者数+30人以上規模の日雇い労働者数+外洋輸送人員)]×1人～29人規模の常用雇用者の割合

1人～29人規模の常用雇用者の割合は「毎月勤労統計調査」(労働省)により、各期の1人～29人規模における雇用者数(=常用雇用者数+日雇労働者数)に対する常用雇用者数の割合となる。

外洋輸送人員は「産業連関表-雇用表」の外洋輸送人員を、「毎月勤労統計調査」(労働省)の30人以上規模の常用雇用指数で延長推計する。

d 1人～29人規模の日雇労働者数=1人～29人規模の雇用者数-1人～29人規模の常用雇用者数

(ii) サービス業

a 常用雇用者数=常勤役員を含む雇用者数×常用雇用者の割合

常用雇用者の割合は、「事業所統計調査」(総理府統計局)から総雇用者数に対する常用雇用者の割合による。

b 30人以上規模の常用雇用者数=(常用雇用者数-駐留軍労働者数-国公立学校教育員数)×30人以上規模雇用者の割合

駐留軍労働者数は、防衛施設庁の業務資料により、国立公学校教職員数は「事業所統

計調査」(総理府統計局)から推計する。

駐留軍労務者数および国公立学校教職員を控除するのは「民間給与実態調査」が調査対象を民間に限定しているので、これから求めた所得格差によって推計されたサービス業の1人当たり賃金・俸給は、駐留軍労務者および国公立学校教職員を含んでいないことになる。したがって、賃金・俸給と雇用者数の範囲を整合するために、雇用者から駐留軍労務者と国公立学校教職員を控除した。控除した両者の賃金・俸給所得は別途推計し合算する。

- (ii) 1人~29人規模の常用雇用者数=全規模の常用雇用者数-30人以上規模の常用雇用
(iii) 30人以上規模の日雇い労働者数=全規模の日雇い労働者数×30人以上の規模の日雇い労働者の割合

30人以上規模の日雇い労働者の割合は「事業所統計調査」(総理府統計局)による。

- (iv) 1人~29人規模の日雇い労働者数=全規模の日雇い労働者数-30人以上規模の日雇い労働者数

(v) 賃金・俸給所得

i 鉱業、建設業、製造業、卸売・小売業、金融・保険・不動産業、運輸・通信・電気・ガス・水道業

産業別に、次の式によって推計する。

賃金俸給所得=30人以上規模、常用雇用者の賃金・俸給所得(1人当たり賃金俸給×人員)+1人~29人規模の常用雇用者の賃金・俸給所得(1人当たり賃金俸給×人員)-常勤役員給料手当+30人以上規模の日雇い労働者の賃金所得(1人当たり賃金俸給×人員)+1人~29人規模の日雇い労働者の賃金所得(1人当たり賃金俸給×人員)

ただし、運輸・通信・電気・ガス・水道業については、上記算式の右辺に外洋輸送雇用者所得〔昭和40年産業連関表〕の外洋輸送雇用者所得を、「船員労働統計」(運輸省)等により延長推計したもの)を加算する。

常勤役員の給料手当は、次の式による。

常勤役員給料手当=常用雇用者1人当たり賃金俸給×常用雇用者の1人当たり給料手当に対する常勤役員の1人当たり給料手当の格差×常勤役員数

常用雇用者の1人当たり賃金・俸給は、全規模の常用雇用者の賃金・俸給所得を全規模の常用雇用者数で除したものである。常用雇用者の1人当たり給料手当に対する常勤役員の1人当たり給料手当の格差は、「法人企業統計」(大蔵省)から推計する。

ii サービス業

サービス業の賃金・俸給所得=30人以上規模の常用雇用者の賃金・俸給所得(1人当たり賃金・俸給×人員)+1人~29人規模の常用雇用者の賃金・俸給所得(1人当たり賃金・俸給×人員)-常勤役員給料手当+駐留軍労務者所得+国公立学校教職員所得+30人規模の日雇い労働者の賃金所得(1人当たり賃金×人員)+1人~29人規模の日雇い労働者の賃金所得(1人当たり賃金×人員)

駐留軍労務者の所得は、防衛施設庁資料による。

国公立学校教職員所得は、「学校教育基本調査」および「地方教育調査」(文部省)による。

iii 公務

公務賃金・俸給所得=公務員1人当たり賃金・俸給(防衛庁職員および非常勤職員を除く)×人員(公務雇用者数-防衛庁職員数-非常勤職員数)+防衛庁職員所得+非常勤職員所得

防衛庁職員所得は、「歳出決算報告書」(以下「歳入決算明細書」および「特別会計決算参考書」)をあわせて「決算書」という。による。

非常勤職員所得は総理府人事局資料および自治省資料による。

(2) その他の給与および手当

副業所得(勤務先が二つ以上ある場合、従たる勤務先からの賃金・俸給所得)、役員給料手当(利益処分としての役員賞与を除く役員の給料・手当)、チップ、歳費、退職金(社会保険から支払われるものを除く)、給与住宅差額家賃(給与者の社宅等における支払いの家賃と実質コストとの差額を現物給与とみなす)などを含む。

ア 副業所得

副業所得=四半期別の非農林水産業賃金・俸給所得×

四半期別的一世帯主収入のうち副業収入
世帯主収入のうちの定期および臨時収入

なお金融・保険・不動産業の副業所得については、後述の推計方法によって別個に求めるので、上式により推計した副業所得に擬制的に含まれている金融・保険・不動産業相当分を控除する(非農林水産業の賃金・俸給所得に占める金融・保険・不動産業の賃金・俸給所得の構成比により求める)。

金融・保険・不動産業の副業所得=副業として金融・保険・不動産業に勤務する雇用者の推定1人当たり副業所得×副業として金融・保険・不動産業に勤務する雇用者数。

副業として金融・保険・不動産業に勤務する雇用者の推定1人当たり副業所得は、生命保険業等の外務員の1人当たり平均給料手当(生命保険協会等資料による)に、「昭和40年産業連関表」などによって検討した副業雇用者と専従雇用者の1人当たり平均給料手当の格差を乗じ、その推定額とする。

副業として金融・保険・不動産業に勤務する雇用者数は、「事業所統計調査」(総理府統計局)の保険業および保険媒介代理業の雇用者数から、「国勢調査1%抽出結果」(総理府統計局)の同業の雇用者数の差として推計する。

賃金・俸給所得は、「国勢調査」の雇用者数を基礎として推計されるが、同調査は1人の雇用者が二つ以上の事業所に勤務する場合でも、1人の雇用者としてしか集計されていない。他方、「事業所統計調査」の雇用者数は、事業所ベースで調査されるので、従たる事業所に勤務している雇用者も重複しては握られていると考えられるので、両者の差が副業として金融・保険・不動産業に勤務する雇用者数であると仮定する。

なお、「国勢調査」が5年ごと「事業所統計調査」が3年ごとであって、両者の調査年次が一致しないので、中間年次のそれぞれの調査の雇用者数は直線補間で求めている。

イ 役員給料手当

各年度の役員給料手当の推計は、まず、昭和35年度について、「法人企業統計年報」(大蔵省)の非農林水産業の役員給料手当と、「民間給与実態調査」(国税庁)から本調査の調査対象となっていない金融・保険業の役員給料手当をとり、両者を加算して基礎計数とする。次に「法人企業統計年報」の農林水産業および不動産業を除く産業の役員の給料手当の対前年度伸び率と、「民間給与実態調査」の役員の給料手当の対前年度伸び率をそれぞれの原資料の

所得金額により加重平均して平均の伸び率を求める。これを前年度の役員給料手当に乗じて推計する。

なお四半期計数は、非農林水産業の賃金・俸給所得から控除する常勤役員給料手当の四半期別構成比によって求める。

ウ チップ

四半期別の卸売・小売業およびサービス業の賃金・俸給所得に卸売・小売業およびサービス業別に「昭和25年個人別賃金調査」(労働省)から推計したそれぞれの賃金・俸給所得に対するチップの割合を乗じて推計する。

なお、年度の推計は、その合算したものである。

エ 歳費

国会議員分は「決算書」から地方議員分は「地方財政統計年報」(自治省)から求める。四半期計数は年度額を等分して求める。

オ 退職金

(ア) 民間企業分「源泉所得税表」(国税庁)の退職金の民間分をとる。

(イ) 政府関係機関分「源泉所得税表」の官公庁のうち、政府関係機関分の退職金をとる。ただし昭和38年からは政府関係機関が別掲示されないので、官公庁の傾向で延長する。なお、ここに含まれる日本国有鉄道、日本郵便公社、日本電信電話公社の三公社の共済組合から支払われた退職金は「政府から個人への移転」に含まれているので「共済組合事業年報」(大蔵省)から求めて控除する。

(ウ) 一般政府分「決算書」および「地方財政統計年報」(自治省)から退官退職手当をとる。

カ 給与住宅差額家賃

公営住宅家賃を実質コストとみなし、次により推計する。

「住宅統計調査」(総理府統計局)の調査年度(昭和38年度および昭和43年度)においては、

給与住宅差額家賃=(公営住宅単位面積当たり家賃-給与住宅単位面積当たり家賃)×給与住宅面積「住宅統計調査」(総理府統計局)による。

なお中間年次についてはその期中に一定の金額だけ平均に増加したものとみなして、調査年度の給与住宅差額家賃を用いて直線補間する。また、昭和44年度以降については38年度から43年度の平均伸び率が44年以後も続くものと仮定し昭和43年度給与住宅差額家賃を基礎とし、これに昭和38年度から昭和43年度の給与住宅差額家賃の年度平均

伸び率を乗することにより推計する。

(3) 社会保険雇主負担

各社会保険の保険料の雇主負担分であるが、個人勘定や一般政府勘定の社会保険に含まれない組合管掌健康保険の民間企業分および私立学校職員共済組合、農林漁業団体職員共済組合の保険料の雇主負担分も含む。各社会保険の保険料の収納済額をとり、これに雇主負担分の割合を乗じて推計する。

なお、組合管掌健康保険の保険料収納済額は、「健康保険組合事業年報」(健康保険組合連合会)からとり、私立学校職員共済組合および農林漁業団体職員共済組合については保険料収納済額をそれぞれの組合に照会して求める。

2 個人業主所得 (2.2, 3.8)

個人業主所得の推計は、農林水産業と農林水産業以外の産業(非農林水産業)に分けて行なう。

(1) 農林水産業

ア 農業

「農家経済調査」(農林省)から全国平均農家1戸当たり農業所得を求め、これに「農業センサス」(農林省)を基礎に推計した農戸数を乗じて所得を求め、付加減価償却費を加算して推計する。なお、在庫品評価調整は、農林水産業所得から一括控除する。

(ア) 全国1戸当たり農業所得は、「農家経済調査」の母集団規定農家分(経営耕地面積0.1ヘクタール以上、北海道0.3ヘクタール以上、または経営耕地面積がそれ以下でも農業粗収益が同程度以上のもの)については、農業粗収益から農業経営費(事業税、固定資産税、水利地税、部落協議費、農業共済負担、農業協同組合費などの経費的租税公課諸負担分を調整加算)を差し引いて求め、母集団規定以外の農家分(農業センサスベース総農家-農家経済調査母集団規定農家)は、「農家経済調査」の都府県結果の経営耕地面積0.1~0.3ヘクタール農家における農業所得の半額と仮定して求める。

なお、「農家経済調査」における農業経営費には、農業雇用労賃、種苗、動物、肥料、農業薬剤、農機具、農用建物および減価償却費などが含まれており、また、農業経営費の一部とみられる租税公課諸負担分は農業経営費に計上されず別掲されている。

(イ) 農戸数は、「昭和35年世界農林業センサス」「昭和40年農業センサス」をベースとし、中間年次およびセンサス以降を「農業調査」(農林省)

の総農戸数の変動傾向によって補間、延長推計する。

(ウ) 付加減価償却費は、「農家経済調査」の農業経営費に含まれる減価償却費(付加減価償却費が算入されている)と、経済余剰に加算すべき額のうちに計上されている付加減価償却費によって以下のように推計し、さきに求めた所得に加算する。

$$\text{農業減価償却費} \times \frac{\text{付加減価償却費}}{\text{減価償却費}}$$

(農業減価償却費については第5-1-(1)イ、(イ)(個人企業の減価償却費)を参照)

イ 林業

「産業連関表」の林業営業余剰から個人業主所得以外の付加価値を控除したものを、「林業生産指数(素材、木炭、まき)(農林省)×卸売物価指数(素材、薪炭)(日本銀行)の傾向で延長推計する。

ウ 水産業

「漁業経済調査(漁家・企業体)」(農林省)から経営規模別1企業当たり漁業所得を求め、これに「漁業動態調査」(農林省)の経営体階層別、経営組織別経営体数から求めた経営規模別個人企業体数を乗じて推計する。

なお、昭和35年度以前の推計は、基礎資料の関係から「産業連関表」ベースの個人業主の付加価値(水産業営業余剰+自家加工分+個人業主所得以外の付加価値)を「漁業経済調査」の(漁家・企業体漁業所得×経営体数)の傾向で延長推計する。

(2) 農林水産業以外の産業

農林水産業以外の産業(鉱業、製造業、建設業、電気・ガス・水道・運輸・通信業、卸売・小売業、金融・保険・不動産業、サービス業)は各産業別1業主当たり平均所得を求めて、これに産業別個人業主数を乗じて求める。

さらに、これら所得から別途推計した産業別減価償却費および在庫品評価調整額を控除して推計する。また、兼業所得は別に推計して上記所得に加算する。

ア 1業主当たり平均所得

1業主当たり平均所得は、「事業所統計調査」(総理府統計局)からえた、個人経営事業所を母集団とする「個人企業経済調査」(総理府統計局)ベースの所得であるが、同調査は、製造業および卸売・小売業の計数しかえられない。そこで、まずこれら産業の従業員規模別営業利益と、「就業構造基本

調査」(総理府統計局)の従業員階級別自営業主数の加重平均によって求め、次いでその他の産業について、「就業構造基本調査」の自営業主所得の産業間格差を用いて推計する。

(イ) 製造業および卸売・小売業

i 「個人企業経済調査」は四半期ごとに客体が替わるので、これによる不規則な変動を除くため、原計数の営業利益を四半期別、従業員規模別に四期移動平均し、その年間合計を従業員規模別年度額とする。なお、20人以上規模については、「個人企業経済調査」の客体がきん少のため、次の推計による。

10人~19人規模移動平均営業利益 ×

「個人企業経済調査」年計20人以上規模営業利益
「個人企業経済調査」年計10人~19人規模営業利益

ii まず、「就業構造基本調査」の従業員階級別自営業主数を、「事業所統計調査」の従業者規模別事業所数によって規模区分を修正し(「就業構造基本調査」の10人以上規模は一括表章されているので、「個人企業経済調査」の10人~19人、20人以上規模区分に一致させる。), 従業員規模別の構成比を求める。次いでこれをウエイトとして、「i」で求めた従業員規模別年度額を加重平均して、個人企業経済調査ベースの1業主当たり平均所得を求める。さらに個人業主数を乗じて両産業の所得総額を推計する。

(注) 「個人企業経済調査」の昭和41年以前は都市部のみの調査であるため、これを全国ベースに修正する。推計方法は、個人企業経済調査ベース1業主当たり平均所得 ×

「就業構造基本調査」全国1業主当たり平均所得(製造業、卸売・小売業別)

「就業構造基本調査」都市部1業主当たり平均所得(製造業、卸売・小売業別)

(イ) その他の産業

「就業構造基本調査」から産業別自営業主平均所得をとり、鉱業、建設業は製造業を、電気・ガス・水道・運輸・通信業、金融・保険・不動産業、サービス業については卸売・小売業を基準としてそれぞれの自営業主所得格差を求め、これを(ア)でえた個人企業経済調査ベースの製造業および卸売・小売業1業主当たり平均所得に乗じて各産業の1業主当たり平均所得を求める。

さらに、これに産業別個人業主数を乗じて推計する。

イ 個人業主数

「国勢調査」(総理府統計局)を基礎にして、毎月の「労働力調査」(総理府統計局)の変動傾向によって延長推計する。

ウ 減価償却費および在庫品評価調整額の控除

「個人企業経済調査」の営業利益は、減価償却費控除前の計数であるため、別途推計した個人企業の減価償却費を産業別に差し引き、さらに在庫品評価調整額を一括控除して算出する。

(3) 兼業所得

「税務統計」(大蔵省)の所得種類別申告所得から、産業別に「主たるもの」に対する「従たるもの」の所得の割合を求め、これを「2」で求めた減価償却費控除後の産業別所得に乗じて兼業所得を推計する。

なお、「主たるもの」の所得には、税法上は特例分(青色申告者の専従者控除、白色申告者の事業専従者控除、貸倒引当金、価格変動準備金および医療保健など)として控除されている分も所得とみなし、調整加算して求める。

3 個人の財産所得 (2.3, 3.9)

個人の財産所得は、家計および家計にサービスを提供する民間非営利団体が、土地、建物および金融資産の所有者として受け取る貨幣所得と帰属所得である。これは賃貸料、利子および配当からなっており、さらに海外からの財産所得が含まれる。

(1) 貸貸料

貸貸料は、農業地代、地代および家賃、無体財産権等使用料、その他に分類して推計される。

ア 農業地代

(ア) 田畠小作料

「田畠価格及び小作料調」(日本不動産研究所)によって、ヘクタール当たり田畠小作料から平均固定資産税を控除した額に、田畠別小作地面積(農林省の「作物統計」、「世界農林業センサス」等から算出)を乗じて推計する。なお、中間年次はヘクタール当たり田畠小作料は上記「田畠価格及び小作料調」の各年別田畠小作料をとり、田畠小作地面積は「農地移動実態調査」(農林省)により、小作地面積移動の純増減分を加算調整する。なお、四半期計数は、「農家経済調査速報」(農林省)の農家の月別受取り小作料の傾向から判断して田小作料については10~12ヶ月期および1~3ヶ月期に、畠小作料については

7～9月期、10～12月期および1～3月期に計上する。

(イ) 請負耕作料

昭和42年度につき、「農業構造政策推進稻作生産組織調査報告書」(農林省)から求めた10アール当たり請負耕作委託料に同じく同調査から推計した請負耕作委託面積を乗じて算出する。ただし、上記の計数には、賃金的性格の強い「耕作委託型」が含まれているので、これを除外する。なお昭和35年度～41年度の間は「農家経済調査」(農林省)から求めた支払小作料の傾向で逆延長する。34年度以前は請負耕作が少なかったし、調査資料もないので推計していない。四半期計数は年度額を等分して求める。

イ 地代および家賃

(ア) 地代家賃総額 = 1平方メートル当たり地代家賃 × 個人所有家屋床面積。

i 1平方メートル地代家賃

5年ごとに行なわれる、「住宅統計調査」(総理府統計局)から、市部、都部別、持ち家、借家別、設備専用、設備共用別に家賃総額を算出し、この合計額を同調査から推計した総住宅面積で除し、調査時点における1平方メートル地代家賃を求め、さらに「消費者物価指数」(総理府統計局)の家賃地代指數で暦年に拡大する。なお、持ち家の地代家賃総額を求める場合は、借家設備専用の単価を使用する。

年次別推計は、前記「住宅統計調査」から求めた1平方メートル地代家賃の伸び率(年率換算)と、「消費者物価指数」の家賃地代指數の伸び率によって補間または補外する。

なお、昭和38年以前については、昭和38年9月分の1平方メートル地代家賃を「昭和38年住宅統計調査」(総理府統計局)の1畳当たり家賃で除したもの比率を過去の「住宅統計調査」(23年、28年、33年)の1畳当たり家賃に適用して修正し、その他の年次および四半期については「消費者物価指数」(総理府統計局)の家賃地代指數の傾向で補間または補外推計している。

ii 個人所有家屋床面積

まず昭和38年「固定資産税概要調書」(自治省)によって木造・非木造別、使途別に求めた個人分の家屋床面積から、「住宅統計調査報告」(総理府統計局)等を参考として推計した用途別床面積を適用して消費用ならびに借用生産

用床面積を求め、これらを合算し、昭和38暦年個人所有分家屋床面積を求める。さらにこの床面積を、「固定資産の価格等に関する概要調書」、「土地家屋調査」(自治省)の年次別傾向によって各年次を延長推計し、これに「建築着工統計報告」(建設省)から求めた個人所有分、家屋床面積の増減を加算調整して、期別床面積を推計する。

(イ) 地代家賃純額

家賃総額から諸経費(修繕料、火災保険料、管理費、減価償却費および固定資産税)を控除して求める。

修繕料、火災保険料および管理費は、「昭和28年家賃実態調査結果抄報」(建設省)から、3.3平方メートル当たり実際家賃に対するこれらの経費割合を求めこれを地代家賃総額に乗じて算出する。

減価償却費は、「昭和30年国富調査」(経済企画庁)から家計住宅資産残高を求めて定率(%)を適用して推計する。(詳細は減価償却の項参照。)

固定資産税は3.3平方メートル当たり固定資産評価額に固定資産税率を乗じて3.3平方メートル当たり家屋ならびに宅地固定資産税を求めてこれにそれぞれの個人所有分面積を乗じて合算する。

(ウ) 地代家賃純額の調整

前記(イ)の地代家賃純額には、実質家賃の構成部分である権利金の一部が含まれていないのでこれを推計して加算する。

権利金の算定はまず、上記(イ)の減価償却費から「固定資産税概要調書」(自治省)の評価額をもととして算出した減価償却費を控除し、その差額に「昭和38年住宅統計調査報告」(総理府統計局)から求めた住宅総床面積に占める借家床面積の割合を乗じて求める。(注)

四半期計数は(イ)の地代家賃純額の四半期別構成比から求める。

(注) この二つの方法によって算定される減価償却費の差額を権利金とみなして加算するのは次の理由による。

いま借家の地代家賃純額をG、地代家賃純額の算出過程から求められる減価償却額をA、「固定資産概要調書」から算出されるそれをBとしA以外に物的経費がないとすれば、

$$G - A = \text{従来の地代家賃純額} \dots \dots \dots (1)$$

$$G - B = \text{別途推計値} \dots \dots \dots (2)$$

(2)から(1)を控除すると、

$$(G - B) - (G - A) = A - B \dots \dots \dots (3)$$

がえられる。

(3)式の右辺は、上記の2方式による借家の減価償却費の差額で推計値は正の値を示す。いま左辺のG - Bを、貸主が通常見積もるとおもわれる地代家賃純額の合計額とすれば左辺は、従来の地代家賃推計の相対的貨料過少額(権利金相当分とみなす。)を示すものとなり、その分だけが従来の地代家賃純額から脱漏していることになるからである。

ウ 無体財産権等使用料

個人が所有する特許権、著作権などの権利を貸し付けることからえられる所得である。

昭和28年度の「富裕財産価額種類別表」(国税庁)の無体財産評価額を基準として採用し、それ以降の年次については、まず「法人企業統計年報」(大蔵省)により、無形固定資産価額と付加価値の割合などを参考として、暦年速報ベースの国民所得総額をもとに国内無形固定資産総額を推計する。次いで、これから法人分を控除して個人所有の国内無形固定資産額を求めて、傾向値で延長推計している。なお、四半期別推計は4等分している。

エ その他

「民間非営利団体等消費・投資調査」(経済企画庁)から非営利団体貸料を「国際収支表」(日本銀行)から海外からの貸料をそれぞれ推計加算する。

(2) 利子

利子は、預貯金利子、有価証券利子、信託保険利子および非営利団体利子をまず推計し、これに海外からの利子を加算して国民ベースに調整する。

ア 預貯金利子

(ア) 貨幣利子

全国銀行、相互銀行などの各種金融機関の損益計算書から、預貯金の支払い利子を求め、これから個人・法人別預金残高などの比率を利用して個人の貨幣利子を推計し、さらに「社内預金の現状」(労働省)に対する受取利子を推計加算する。なお、外国銀行の利子分についても日本銀行資料によって推計加算する。

(イ) 帰属利子

i 一般金融機関(外国銀行を含む。)の証券投資收入および貸付け利子収入から、預金、債権、借用金などに対する支払い利子および日

本銀行からの借用金利ざやを控除したものに個人・法人別預金残高などから求めた個人分の比率(営業預金を除く。)を乗じて推計する。

ii さらに「総合農協統計表」(農林省)などから、農業協同組合、漁業協同組合分の帰属利子を推計のうえ、加算する。

イ 有価証券利子

国債、事業債、金融債利子の個人の受取分で、国債利子については、「決算書」(大蔵省)から、国債整理基金特別会計の支払い利子割り料を求め、これに「国債、借入金等の所有者別現在額」(大蔵省)からの個人分割を乗ずる。事業債、金融債利子については、「経済統計月報」(日本銀行)等から求めた個人分の現在高に利回り率を乗じて推計する。

ウ 信託保険利子

信託利子は、「銀行局統計年報」(大蔵省)、「信託」(信託協会)から信託利子収入を求めて「マネーフロー表の試算」(経済企画庁経済研究所)等から求めた昭和35年度の個人分割を乗じて推計する。

エ 帰属利子

生命保険、損害保険会社、簡易保険および郵便年金、火災共済保険、農業協同組合共済部門によって個人の勘定として留保された余裕金の投資運用純収入を計上する。

生命保険、損害保険および火災共済保険利子は大蔵省銀行局保険部資料から、簡易保険および郵便年金利子は「決算書」(大蔵省)から、それぞれの投資運用純収入をとり、さらに「総合農協統計年報」(農林省)から共済事業投資運用純収入を帰属利子として本項目に計上する。

エ その他

「民間非営利団体等消費・投資調査」(経済企画庁)から非営利団体利子を、「国際収支表」(日本銀行)から海外からの利子を推計加算する。

なお、利子の四半期計数は、「貨幣利子」については、「経済統計月報」(日本銀行)の各種金融機関の「預金残高」の四半期別構成によって、「帰属利子」については、同資料から各種金融機関の「運用資産総額」の四半期別構成によって年度額をあん分する。

(3) 配当

法人所得の推計結果から算出した国内個人配当所

得(主要系列表、表2、注2参照)に「国際収支表」(日本銀行)から推計した海外からの個人配当の受け取りを加算する。

ア 国内法人からの個人配当

国内法人からの利益の配当・剩余金の分配または証券投資信託の収益の分配のうち個人の受け取ったものおよび法人の役員が益金の処分として受けた賞与からなっている。

四半期計数は、東京証券取引所一部上場会社の配当金指標の傾向によって求める。

(ア) 利益の配当 支払配当金額(「源泉所得税表」

国税庁)×個人株式所有割合(「株式分布状況」全国証券取引所)

(イ) 投資信託の収益分配 株式配当金(信託銀行 信託勘定の損益計算書)×個人応募割合(「証券 投資信託年報」証券投資信託協会)

(ウ) 役員賞与「法人企業統計」(一般法人) 各種金融機関の「財務諸表」(金融法人)などから益金処分の役員賞与金を積み上げ計算する。

イ 海外からの個人配当

「国際収支表」(大蔵省、日本銀行)から推計する。

4 法人企業から個人への移転(2.4, 3.10)

法人部門から、個人部門へ移転したものと考えられる家計および家計にサービスを提供する民間非営利団体に対する寄付金および貸倒金を推計する。

(1) 寄付金

支出寄付金(「会社標本調査」国税庁)×個人割合
四半期計数は、年度額を等分して求める。

(2) 貸倒金

ア 一般法人分

一般法人は、売掛金残高(「法人企業統計」)×貸倒率×個人割合(「商業統計」(通商産業省)の消費者販売割合から推計)

イ 金融法人分

金融法人は、各種金融機関の財務諸表の貸倒損失額×個人分割合。(金融機関の個人借出比率から推計。)(なお、四半期分割は、法人企業統計季報の売掛金残高の傾向によっている。)

5 法人税および税外負担(2.5, 4.7)

(1) 法人税

国税関係でここに含まれる税目は、法人税のほか、利子・配当にかかる源泉所得税のうち法人が負担する部分である。

地方税関係では、道府県民税および市町村民税のうち法人分である。

いずれも、「決算書」および「地方財政統計年報」などから集計し、四半期計数は、「租税および印紙収入額調」(大蔵省)および「道府県税徴収実績調」(自治省)による。

利子および配当にかかる源泉所得税のうち法人が負担する部分は、「経済統計年報」(日本銀行)などから利子については預金残高、配当については株式所有状況などを考慮して配分する額である。

(2) 税外負担

懲罰没収金、弁償違約金、などのうち法人負担分と日本銀行納付金などが含まれる。基礎資料は法人税の場合と同様である。四半期計数は年度額を等分する。

6 法人留保(2.6, 5.5)

法人所得から益金処分として外部に流出した法人税配当および役員賞与等を除いたもので、利益準備金、任意積立金などからなっている。したがって、法人留保は、法人所得((欄外)法人所得の項参照。)から法人企業から個人への移転、5法人税および税外負担ならびに3、(3)、ア国内法人からの個人配当を差し引いて求める。

7 政府の事業所得および財産所得(2.7, 4.12)

(1) 事業所得

政府企業とされる國の特別会計、政府関係機関、公團等、および地方公営事業会計について、それぞれの損益計算書などから求めた決算上の損益額を基礎として、一般会計または普通会計との繰入れ・繰出しおよび在庫品評価調整などの調整を行なう。四半期計数は在庫品評価調整後の年度額を等分する。

ア 食糧管理特別会計

各勘定の決算上の損益の合算額に經常補助金(みなされる一般会計からの繰入額を加算し、さらに在庫品評価調整を行なう。

イ その他の中央政府企業

それぞれの損益計算書上の損益額によるが、一般会計への納付金等のあるものについては、これを控除する。

ウ 地方公営事業会計

(ア) 地方公営企業法が適用される公営企業会計 「地方公営企業年鑑」(自治省)中の収益的収支状況の表から当期純損益を集計する。

(イ) 収益事業会計

「地方財政統計年報」から次の算式により計算する。

$$\text{事業所得} = (\text{入場料收入} + \text{車馬券売上げ} + \text{宝くじ事業会計收入}) - [\text{開催費} + (\text{普通会計への繰出金} - \text{普通会計からの繰入金}) + \text{交付金}]$$

(イ) 事業会計収入) - [開催費 + (普通会計への繰出金 - 普通会計からの繰入金) + 交付金]

(ア) 地方公営企業法が適用されない公営企業会計 「地方公営企業年鑑」中「法非適用企業の歳入歳出決算」から収益的収支の収支差額を求めて、これから地方債償還金を控除する。

(2) 財産所得

ア 中央

国的一般会計および特別会計にかかる受取り利子・配当および賃貸料収入である。おもものは公務員宿舎使用料収入、厚生年金特別会計および国民年金特別会計にかかる利子・配当収入などである。年度額は「決算書」から求め、四半期計数は各期の納入額による。

イ 地方

公営住宅の賃貸料収入、利子収入などである。「地方財政統計年報」から計算し、四半期計数は年度額を等分して求める。

ウ 共済組合

国家公務員、政府関係機関、地方公務員にかかる各共済組合のうち長期および短期経理にかかる利子および配当収入である。年度額および四半期計数は、各共済組合の「事業報告書」などから求める。

8 (控除)一般政府負債利子(2.8, 4.13)

ア 中央

国債、短期証券および借入金にかかる利子支払額のうち一般会計および非企業特別会計が負担する部分である。

年度額、四半期計数とも大蔵省理財局の資料による。

なお、交付国債など政府から個人への移転とされるものにかかる利子は含まれない。

イ 地方

年度計数は、「地方財政統計年報」等から利子償還金および一時借入金利子の合計を求めて、四半期計数はこれを等分して求める。

9 (控除)消費者負債利子(2.9, 3.11)

質屋の受取利子、金融機関貸付け利子およびその他の利子(社内貸付け利子、共済および母子福祉世帯貸付け利子)に分けて推計する。

ア 質屋の受取利子

質屋組合連合会資料ならびに「公益質屋実態調査」(厚生省)等から求めた昭和39年の推計額を基礎として、「家計調査」(総理府統計局)および「農家経済調査」(農林省)による負債状況の動きを参考として延長推計する。

(2) 金融機関貸付け利子

ア 全国銀行等

全国銀行、相互銀行、信用金庫について日本銀行資料などを参考にして求めた消費者信用残高に、貸出し利率を乗じて算出する。貸出し利率は、金融機関の調査によるアド・オン方式の利率を残債方式に換算したもの用いる。

イ 農業協同組合

農業協同組合については、「農家資金動態調査」(農林省)に基づき農業協同組合平均貸出残高に占める個人消費資金相当分割率を求め、これに農業協同組合の短期貸付金の平均貸付け利率を乗じて算出する。

ウ 労働金庫

労働金庫については同金庫の「損益計算書」から計算する。

エ 農業協同組合共済事業

農業協同組合の共済事業については、受取り利子の家計分を「総合農協統計表」(農林省)から計上する。

(3) その他の利子

ア 社内貸付け利子

「企業福祉施設調査報告」(労働省)から一般貸付け金利子の昭和39年分を推計し、労働省資料の社内預金残高等の傾向で年次別に延長推計する。

イ 共済組合貸付け利子および母子福祉世帯貸付け利子

政府共済組合分は「国家公務員共済組合事業統計年報」(大蔵省)における長期および短期経理の貸付け利子合計額から消費費用分を推計する。消費費用分割合は、同年報の「貸付金明細表」における貸付金総額に対する住宅貸付け分を除いたものの比率である。

母子福祉世帯分は、「決算書」から「母子福祉貸付金」の利子を計上する。

なお「質屋の受取利子」、「金融機関貸付け利子」は四半期別に求められ、合計したものがそのまま年度計数となる。「その他の利子」の四半期別計数は年度計数を等分して求める。

10 (欄外) 法人所得

法人所得は、法人税申告書に記載された申告所得金額(申告欠損、繰越控除大損金額の調整を含む。)を基礎にして推計するので、国民所得概念の法人所得とするために、次のような過程で調整し、さらに在庫品評価調整(第2, 4, (1), ア(民間企業在庫品増加の算出

の順序) 参照] を行なう。

(1) 加算項目

ア 申告所得に対する補正額 「税務調査の事務処理結果表」(国税庁業務統計)などを用いる。

イ 青色申告法の各種準備金、引当金の当期純増分 「会社標本調査」(国税庁)における増減額などによる。

ウ 輸出所得など政策上の見地から所得控除を受けるもの 「法人税事務処理事業報告」(国税庁)などによる。

エ 日本銀行の国庫納付金 「日本銀行の決算書」(日本銀行)による。

オ 海外から受取った要素所得 「国際収支表」(大蔵省・日本銀行)の「投資収益」および「その他サービス」による。

カ 法人企業から個人への移転 4 参照。

(2) 減算項目

ア 法人税法の限度額をこえたため益金に加算された交際費および寄付金 「会社標本調査」(国税庁)などによる。

イ 海外に支払われた要素所得 「国際収支表」(大蔵省・日本銀行)の「投資収益」および「その他サービス」による。

なお、四半期計数は、在庫品評価調整前の金額について「法人企業統計季報」の営業損益の傾向によって求める。

第3 産業別国民純生産

要素費用表示の産業別国内純生産に、海外からの純所得を加算したものである。「産業別国内純生産」は、国内の経常的生産活動に対して提供された生産要素の費用の総計に等しい。これは、国民所得分配勘定の各項目を国内ベースに直し、在庫品評価調整前の段階の計数を、それぞれの分割指數によって「日本標準産業分類」の大分類産業別に組み替え、これから在庫品評価調整額を産業別に分割控除して求める。

1. 就業者所得

(1) 賃金・俸給

産業別推計である。

(2) その他の給与および手当

ア 副業所得 (金融・保険・不動産業を除く。), 退職金、および給与住宅差額家賃は、賃金・俸給(農林水産業を除く。)の産業別構成比で分割する。

なお、金融・保険・不動産業の副業所得は別途推計のうえ加算する。

イ 役員給料手当 常勤役員の給料手当の産業別構成比で分割する。

ウ チップ 卸売・小売業、サービス業に分けた推計である。

エ 費用 公務に計上する。

(3) 社会保険雇主負担

非農林水産業の雇用者数の構成比で分割する。

2. 事業主所得

産業別推計である。

3. 個人賃貸料所得

個人賃貸料所得から田畠小作料(農業に区分)、宅地地代および非常利団体賃料(不動産業に区分)を差し引いてえた「その他」を、さらに「税務統計」(大蔵省)の会社業種別表の金融・保険業とその他の産業の損益額の割合によって分割し、この「その他」を「法人企業統計年報」(大蔵省)の動産・不動産賃借料の産業別構成比によって分割する。

4. 個人利子所得

「経済統計年報」(日本銀行)の各金融機関の業種別△出残高合計額の産業別構成比で分割する。

5. 法人所得

(法人所得-日本銀行納付金)を「税務統計」の会社業種別表の損益額によって金融・保険業とその他に分け、さらに、その他を「法人企業統計季報」の営業損益の産業別構成比で分割する。

なお、45年度から日本銀行納付金は金融・保険業に含める。

6. 政府の事業所得および財産所得

(1) 政府の事業所得

中央、地方の企業会計の剩余を、それぞれの産業に分類計上する。

(2) 政府の財産所得

(政府の財産所得-政府の賃貸料)を「個人賃貸料所得」、「個人利子所得」および「政府の事業所得」の合計の産業別構成比で分割する。なお、政府賃貸料は不動産業に含める。

7. 消費者負債利子および一般政府負債利子

消費者負債利子、一般政府負債利子を「個人利子所得」、「政府の財産所得」の合計の産業別構成比で分割する。

8. 在庫品評価調整額

政府企業分は政府部門の、民間法人、個人企業分は民間部門の資本形成勘定から産業別に得る。なお、個人企業分は農林水産業と製造業、卸売・小売業およびそ

の他としてしか得られないため、その他の分を個人事業主所得のその他の産業の所得構成比によって分割する。

9. 海外からの純所得

海外勘定から各項目別に得る。

第4 産業別国内純生産(生産物接近法による。)

1. 基本的推計方法

(1) 推計の基本方式

生産物接近法による産業別国内純(純)生産の推計は、産業別に生産額を推計し、これから原材料および燃料等の物的経費等を控除する方法、いわゆる「附加価値法」によっている。各産業を通じる基本的推計方法は、次のとおりである。

まず、各産業別に生産額を推計し、これから物的経費等(原材料費、燃料費などの物的経費およびサービス経費)を控除して市場価格表示の産業別国内純生産を算出し、次いで、資本減耗引当を控除して市場価格表示の国内純生産を求める。さらに、これから純間接税(間接税-経常補助金)を控除して要素費用表示の産業別国内純生産を算出する。これを算式で示せば次のとおりである。

$$\text{生産額} = \sum (\text{品目別生産数量} \times \text{品目別価格})$$

または、=サービスの売上額×マージン率

$$\text{純生産(市場価格表示)} = \text{生産額} - \text{物的経費等}$$

または、=生産額×純所得率

$$\text{純生産(市場価格表示)} = \text{純生産(市場価格表示)} - \text{資本減耗引当}$$

$$\text{純生産(要素費用表示)} = \text{純生産(市場価格表示)} - \text{間接税} - \text{経常補助金}$$

ただし、上記算式によりがたい場合(運輸・通信業、金融・保険業、サービス業等の一部)には、附加価値法によらず、人的接近法である次式によっている。

$$\text{純生産(要素費用表示)} = \text{人件費} + \text{営業余利}$$

$$\text{純生産(市場価格表示)} = \text{純生産(要素費用表示)} + \text{間接税} - \text{経常補助金}$$

$$\text{純生産(市場価格表示)} = \text{純生産(市場価格表示)} + \text{資本減耗引当}$$

(2) 推計の基準

推計は産業別に行なう。各産業の範囲は、原則として日本標準産業分類(昭和42年4月現在の旧分類)

に基づいている。したがって、産業別分類は事業所基準(以下「事業所ベース」という)で行なわれる。ただし、農業、林業、水産業、鉱業は基礎統計が事業所ベースでなく、農業、林業、水産業、鉱業という経済活動が基準となっているので、本推計も経済活動基準(以下「アクティビティ・ベース」という)で推計し、他産業との調整を行なっている。

(3) 調整項目の産業別配分

産業別の資本減耗引当、間接税および経常補助金は、国民所得統計の数値を各産業に配分したものである。

ア 資本減耗引当

資本減耗引当は、法人企業、個人企業および政府企業の減価償却費を産業別に分類加算し、さらにそれに資本偶発損を加えたものである。資本偶発損のうち、森林火災保険分は林業に配分するが、損害保険分については産業別に分割する資料がないため、便宜上減価償却費の産業別構成比を用いて各産業に配分する。

イ 間接税および経常補助金

間接税および経常補助金は、それぞれの性質により該当する産業に配分するが、特定の産業に配分できない項目については、関連指標を用いて配分している。たとえば、間接税のうちの自動車税については各産業の事業用自動車登録台数の構成比を用いて配分している。

(4) 帰属利子

帰属利子は、金融・保険業の生産額相当分のうち、政府および企業部門に帰属する分である。この帰属利子は、製造業などの各産業部門に付加価値として加算されているので重複するため、控除項目として別掲し、純(純)生産から一括して控除する。

なお、「国民所得の分配」を組み替えて算出した「要素費用表示の産業別国民純生産」(主要系列表1)などとの比較の便宜上、企業および政府部門の帰属利子額を金融機関の貸出し残高の産業別構成比によって産業別に配分する。

(5) 在庫品評価調整

推計にあたり、一部の産業を除き在庫品評価調整を行なっていないので、在庫品評価調整額を控除項目として別掲し、純(純)生産から一括して控除する。なお、農業、林業、水産業および鉱業は発生(収穫)主義で生産量をとらえ、その評価は年平均生産者販売価格によっているので、在庫品評価調整を必要としない。また、建設業は、工事進ちょく率を基準にして

推計し、その過程で在庫品評価調整を行なっている。したがって、控除項目として掲げられている額は、「国民所得の分配」(主要系列表2)に掲げられている在庫品評価調整額から農業、林業、水産業、鉱業および建設業の在庫品評価調整額を差し引いた額に等しい。

(6) 厳年計数、年度計数の転換

基礎統計を産業別にみると、年度または厳年のいずれか一方の資料しか得られないものが多い。いわゆる第一次産業、第二次産業は厳年計数、第三次産業は年度計数であるものが多い。このため、推計は、基礎資料に従い、年度または厳年のいずれか一方について行ない、これをもとに転換指標(月別生産数量、生産指數など)を用いて他方を算定する方法をとっている。なお、適当な転換指標のないもの(林業、サービス業の一部など)は、いわゆる四分の一移動方式、すなわち厳年から年度への転換であれば「当厳年の $\frac{1}{4}$ 額」に「次厳年の $\frac{1}{4}$ 額」を加える方式をとっている。

(7) 暫定計数

生産物接近法による産業別国内総(純)生産の推計は、推計の基礎となる資料上の制約から、推計の時期が支出面・分配面からの推計に比べて大幅に遅れるのが現状である。したがって、最新年次の厳年および年度の計数は暫定的なものである。

2 農業の推計方法

(1) 範囲と分類

ア 範囲

原則として日本標準産業分類の大分類「農業」の範囲とし、基礎資料の関係上、アクトティビティ・ベースでは握る。したがって、農家が農業生産以外に行なう生産活動は含まないが農家以外による農業生産活動は含むものとする。

イ 推計作業上、「農業」を次のように分類して推計する。

(ア) 農業生産部門

①耕種作物 ②養蚕 ③畜産 ④加工農産物

(イ) 農業サービス業部門

① 農協サービス事業、土地改良区、獣医
②養蚕業、種付け業 ③ふ卵業

(2) 基本推計式

生産額=Σ(品目別生産量×品目別価格)

総生産(市場価格表示)=生産額×総所得率

(3) 推計方法

農業生産は原則として発生(収穫)主義で計測し収穫した時点で所得が発生したものとする。また

動・植物の成長による価値増加分も所得に含めることとする。

なお、農業生産物のうち再び農業生産に原材料として投入される部分(種子、飼料作物など。以下「農業中間生産物」という。)は、生産額に含めない。

ア 生産額の推計

(ア) 農業生産部門

生産量は「農林省統計表」(農林省)による。これに記載されない品目は農林省統計情報部公表の諸統計および農林省内各課の業務資料による。価格は「農家経済調査・物販統計」(農林省)による。これに記載されない品目は「農村物価賃金統計」「農產物流通統計」「特産物価格調査」(以上農林省)などによる。

i 耕種作物

$$\text{生産額} = \Sigma [(\text{品目別収穫量} - \text{農業中間生産物}) \times \text{品目別農家庭先渡し年平均価格}]$$

農業中間生産物は次式で求める。

$$\text{種子消費量} = \text{品目別単位面積当たり平均播種量} \times \text{品目別作付面積}$$

$$\text{飼料消費量} = \text{家畜種類別年平均1頭当たり}$$

$$\begin{aligned} &\text{品目別自給飼料消費量} \times \text{家畜} \\ &\text{種類別頭数} \end{aligned}$$

なお、永年性植物の成長増価額は「農家経済調査」を用いた次式により求める。

$$\text{植物成長増価額} = 1\text{戸当たり植物成長增加額} \times \text{農家数}$$

ii 養蚕

$$\text{生産額} = \text{上繭} \cdot \text{玉繭} \cdot \text{くず繭別収穫量} \times \text{上繭} \cdot \text{玉繭} \cdot \text{くず繭別年平均生産者価格}$$

iii 畜産

(i) 乳牛、馬

これら固定資産動物の生産額は、家畜種類別に子畜の生産および成長による価値増加を成畜に換算し、これに成畜価格を乗じて求める。

$$\text{生産額} = [\text{年齢別(期末頭数一期首頭数)} \times \text{成畜換算率}] \times \text{成畜価格}$$

(ii) 肉用牛、豚、めん羊、やぎ、食鶏、うさぎ

$$\text{生産額} = \text{殺頭数} \times \text{生産者価格}$$

(iii) 牛乳、やぎ乳、卵、羊毛、うさぎ毛

$$\text{生産額} = \text{生産量} \times \text{生産者価格}$$

iV 加工農産物(わら加工品、荒茶、はっか油、干しがきなど)

生産額=(品目別生産量×生産者価格)-(原料農産物消費量×原料価格)

(イ) 農業サービス業部門

i 農協サービス事業、土地改良区、獣医「産業連関表」(以下「I-O表」という)(行政管理庁ほか6省庁)の当該生産額をベンチマークとし、農業生産額指数で等差法により補間延長する。

ii 養種業、種付け業

「農家経済調査」の1戸当たり支出額に農家数を乗じて求める。

$$\text{生産額} = \text{農家} 1\text{戸当たり} (\text{養種購入+種付け})$$

$$\text{支出額} \times \text{農家数}$$

iii ふ卵業

$$\text{生産額} = \text{年間} \times \text{化羽数} \times 1\text{羽当たり} \times \text{化価格}$$

イ 総所得率の推計

(ア) 農業生産部門

「農家経済調査」から全国平均1戸当たり所得率を次式により求める。

$$\text{総所得率} = \frac{\text{農業粗収入} - \text{物的経費等}}{\text{農業粗収入}}$$

(市場価格表示)

物的経費等は次のとおりである。

①種苗、苗木および養種費 ②動物費 ③肥料費

④飼料費 ⑤農業薬剤費 ⑥諸材料および加工原料

⑦光熱動力費 ⑧小農具および農具修繕費

⑨農用建物維持修繕費 ⑩農業被服費 ⑪その他

の経費

(イ) 農業サービス業部門

i 農協サービス事業、土地改良区、獣医

「I-O表」から次式によって求める。他年次の所得率は、等差法により補間延長する。

$$\text{総所得率} = \frac{(\text{雇用者所得} + \text{営業余利} + \text{資本減耗引当} + \text{間接税}) - \text{経常補助金}}{\text{生産額}}$$

ii 養種業、種付け業、ふ卵業

「農業生産費調査」「畜産物生産費調査」

「鶏卵生産費調査」(以上、農林省)から前記(i)の算式によって求める。

(4) 年度計数への転換

推計は厳年基準で行ない、その結果を年度計数へ転換する。その方法は、「農業生産指標」および「農産物価格調査」(以上、農林省)から生産額の年度計数への転換比率を求め、厳年の生産額にこれを乗ずる。

3 林業の推計方法

(1) 範囲と分類

ア 範囲

日本標準産業分類の大分類「林業、狩猟業」の範囲と基礎資料の関係上アクトティビティ・ベースで林業生産活動を把握する。

したがって、国有林、公有林、民有林のすべての林業生産活動が含まれる。

イ 分類

推計作業上、「林業狩猟業」を次のように分類して推計する。

①素材生産 ②薪炭生産 ③特殊林産物(種実、樹皮、竹材、きのこなど) ④狩猟業

(2) 基本推計式

$$\text{生産額} = \Sigma (\text{種類別生産量} \times \text{種類別価格})$$

純生産(要素費用表示)=生産額×純所得率

総生産(市場価格表示)=純生産(要素費用表示)+資本減耗引当+間接税-経常補助金

(3) 推計方法

林業生産は伐採主義で計測する。すなわち、当年の伐採材木が当年の林業生産であり、当年の青材費は当年の伐採材木の生産に直接かかった経費とする。

(ア) 素材生産

「農林省統計表」「木材需給報告書」(以上、農林省)の素材生産量と、「木材市況月報」(林野庁)の生産地価格を用い、次式により求める。

$$\text{生産額} = \text{素材總生産量} \times \text{平均素材生産者価格}$$

(イ) 薪炭生産

「農林省統計表」の種類別生産量に「薪炭市況月報」(林野庁)の山元土場渡し価格を乗じて求める。

なお、基礎資料に自家消費分の含まれない年次は、「I-O表」の作成資料に基づき、推計加算する。

(ア) 特殊林産物、狩猟業

「農林省統計表」「林業統計要覧」(林野庁)、林野庁林産課業務資料による種類別生産量にそれぞれの生産者価格を乗じて求める。

イ 純所得率の推計

「I-O表」から素材生産、薪炭生産、特殊林産物、狩猟業別に次式で求めた所得率を等差法により補間または延長推計する。

$$\text{純所得率(要素費用表示)} = \frac{\text{雇用者所得} + \text{営業余利}}{\text{生産額}}$$

4 水産業の推計方法

(1) 範囲と分類

ア 範囲

日本標準産業分類の大分類「漁業、水産養殖業」の範囲とし、基礎資料の関係上、アクティビティベースで水産業生産活動を把握する。ただし、遊漁者（レジャーとしての釣など）による生産は含まない。

なお、母船式漁業などの漁船内で行なう製造・加工および漁業者が自家取得物の原材料を使用して行なう簡単な加工（素干し、煮干し、塩干し、塩蔵など）は漁業生産活動とみなして含める。

イ 分類

推計作業上、「漁業、水産養殖業」を次のように経営階層別に分類して推計する。

(1) 一般海面漁業（捕鯨業を含む。）

- ①準漁家（漁船非所有）②無動力 ③動力3トン未満 ④3トン以上5トン未満 ⑤5トン～10トン ⑥10トン～30トン ⑦30トン～50トン ⑧50トン～100トン ⑨100トン～200トン ⑩200トン～500トン ⑪500トン以上 ⑫大會社（資本金1億円以上の法人） ⑬大型定置網 ⑭小型定置網 ⑮地びき網

(2) 浅海養殖業

- ⑯真珠養殖 ⑰真珠貝養殖 ⑱のり養殖 ⑲かき養殖 ⑳その他の養殖

(3) 内水面漁業

- ㉑内水面漁業 ㉒内水面養殖業

(4) 漁家自家加工

- ㉓漁家自家加工

(2) 基本推計式

$$\text{生産額} = \Sigma (\text{漁獲量} \times \text{生産者価格})$$

$$\text{純生産 (要素費用表示)} = \text{生産額} \times \text{純所得率}$$

$$\text{総生産 (市場価格表示)} = \text{純生産 (要素費用表示)} + \text{資本減耗引当} + \text{間接税} - \text{經常補助金}$$

(3) 推計方法

ア 生産額の推計

「漁業養殖業生産統計年報」「水産加工統計調査（以上、農林省）」および「工業統計品目編」（通商産業省）を基礎資料として次式により求める。ただし、昭和26年、昭和27年は基礎資料不備のため、昭和28年をベンチマークとし、「水産業生産指標」（農林省）と「水産物の生産地価格指数」（水産庁）との合成指標で延長推計する。

漁業、養殖業生産額 = Σ (漁獲量 × 生産者価格)
漁家自家加工生産額 = 全国塩干加工生産額 - 食品製造業の塩干魚貝生産額

イ 純所得率の推計

(1) 一般海面漁業、浅海養殖業 漁家自家加工

「漁業経済調査報告（漁家の部、企業体の部）」（農林省）および「有価証券報告書」（大藏省への提出資料）から階層別に次式により求める。

なお、一部年次で統計を欠く階層は、類似した階層の所得率を適用する。

$$\text{純所得率(要素費用表示)} = \frac{\text{漁業収入} - \text{物的経費等}}{\text{漁業収入}}$$

- ①漁船費 ②諸施設費 ③漁具費 ④油費 ⑤飼料費 ⑥水代 ⑦魚箱代 ⑧諸材料費 ⑨種苗代 ⑩母貝代 ⑪核代 ⑫塗染料費 ⑬加工用資材費 ⑭減価償却費 ⑮賃借料の $\frac{1}{2}$ ⑯事務費の $\frac{1}{2}$ ⑰その他の漁業支出の $\frac{1}{2}$ ⑯租税公課諸負担の $\frac{1}{2}$

（注） $\frac{1}{2}$ 、 $\frac{1}{4}$ というのは、それぞれの漁業負担部

分である。

(2) 内水面漁業

「I-0表」から次式で求めた所得率を等差法により補間または延長して推計する。

$$\text{純所得率(要素費用表示)} = \frac{\text{雇用者所得} + \text{営業余剰}}{\text{生産額}}$$

5. 鉱業の推計方法

(1) 範囲と分類

ア. 範 囲

原則として日本標準産業分類の大分類「鉱業」の範囲とし、基礎資料の関係上、アクティビティベースで把握する。したがって、鉱業生産以外に行なう生産活動は含まず、鉱業以外による鉱業生産活動を含む。

イ. 分 類

推計作業上、「鉱業」を次のとおり分類して推計する。

- ① 金属鉱業
- ② 石炭鉱業
- ③ 非金属鉱業（建築材料用岩石採石業を除く。以下同じ）
- ④ 原油・天然ガス鉱業
- ⑤ 建築材料用岩石採石業（主体を砂利類採取業とする。以下同じ）

(2) 基本推計式

$$\text{生産額} = \Sigma (\text{品目別生産量} \times \text{品目別価格})$$

$$\text{総生産 (市場価格表示)} = \text{生産額} - \text{物的経費等}$$

または = 生産額 × 純所得率

(3) 推計方法

ア. 生産額の推計

（1）金属鉱業、石炭鉱業、非金属鉱業、原油・天然ガス鉱業

「本邦鉱業の趨勢」（通商産業省）から求めた品目別生産額等の合計をもって生産額とする。

（2）建築材料用岩石採石業

砂利類の生産量は、供給面から生産の実態を把握する基礎資料が得られないため、砂利の採取認可量、建設工事量、セメントの消費量の相関を考慮し、需要面から接近する方法による。すなわち、砂利類の需給関係の特性（需要量と供給量）から、使用量 = 生産量として推計する。

砂利類の価格については、生産地渡し価格と需要地渡し価格（生産地渡し価格 + 輸送費）があるが、需要地渡し価格に占める輸送費のウエイトが大きいこと（45%～55%）、輸送活動を産業別に把握する基礎資料が得られないこと、およびI-0表との概念調整の必要から輸送費を鉱業生産のコストとして取扱い、需要地渡し価格を適用する。

イ. 生産量

「砂利類需要部門別使用量」（日本砂利協会）の都・道・府県別使用量による。ただし昭和40年（度）以前は、次式により生産量を求め上記資料と時系列的に連続させる。

$$\text{生産量} = (\text{セメント需要部門別消費量}) \times (\text{砂利類使用量係数})$$

セメント需要部門別消費量（輸出を除く）はセメント協会業務資料による。砂利類使用量係数は日本砂利協会業務資料による。

ii 価 格

「建設物価」（建設物価調査会）から砂利類の需給圏を考慮のうえ都道府県別に、全国主要都市（15都市）における砂利（25mm）の取引価格を適用する。

イ. 物的経費等の推計

（1）金属鉱業、石炭鉱業、非金属鉱業、原油・天然ガス鉱業

「本邦鉱業の趨勢」（通商産業省）から品目別原材料費を求める。間接費は産業中分類別に生産額に間接費比率を乗じて求める。間接費比率は「法人企業間接費調査」（経済企画庁）による間接費比率をベンチ・マークとし、その他の年次は「法人企業統計季報」（大藏省、以下「季報」）

という。）の売上高に占める一般管理販売費の傾向で延長推計する。

ウ. 総所得率の推計

（1）建築材料用岩石採石業

砂利類の原材料費を推計する基礎資料が得られないため「I-0表」の「砂利・石材」部門から求めた総所得率をベンチ・マークとし、骨材（砂利類）とセメント（原料としての石灰石）の需給の相関および投入形態の類似性を考慮して、石灰石の総所得率指標の傾向で延長推計する。なお、石灰石の総所得率指標は、非金属鉱業の石灰石の生産額、総生産（市場価格表示）から求める。

6. 製造業の推計方法

（1）範囲と分類

ア. 範 囲

日本標準産業分類の大分類「製造業」の範囲とする。

イ. 分 類

基礎資料の関係上、民営企業と国営企業に大別し、推計作業上「製造業」の中分類を下記の13に再分類して推計する。

- ① 食料品 [18]（日本標準産業分類の中分類番号以下同じ）
 - ② 織 織 [20]
 - ③ バルブ・紙・紙加工品 [24]
 - ④ 化学 [26]（通商産業省所管アルコール専売事業特別会計を含む。）
 - ⑤ 石油製品、石炭製品 [27]
 - ⑥ 窯業・土石製品 [30]
 - ⑦ 一次金属（鉄鋼[31]および非鉄金属[32]）
 - ⑧ 金属製品 [33]（大藏省所管幣局特別会計を含む。）
 - ⑨ 機 械 [34]
 - ⑩ 電気機械器具 [35]
 - ⑪ 輸送用機械器具 [36]
 - ⑫ 精密機械器具 [37]
 - ⑬ その他の製造業（上記以外の下記の中分類）たばこ[19]（日本専売公社による専売事業の全部を含む。）、衣服その他の繊維製品[21]、木材・木製品[22]、家具・装備品[23]、出版印刷・同関連産業[25]（大藏省所管印刷局特別会計を含む。）、ゴム製品[28]、皮革・同製品[29]、武器[38]、その他の製造業[39]
- （2）基本推計式